

九二五

立案 昭和 年月 日
決裁 昭和 年月 日

爵位縣長



四號野紙

宗秋家總裁



故沖繩縣知事島田叡位階追陞日附變更の件

昭和五年八月二日
喜振記八月六日
六月五日
官報

官 内 省

内閣総理大臣官房総務課

宮内省

昭和二十一年八月二日
大田吉田

故沖繩縣知事島田叡位階追陞日附變更の件

宗務省



光緒卅四年 辛巳日
宣統元年 辛巳日

島田叡



西條



故沖繩縣知事島田叡位階追陞日附變更の件
右謹テ裁可ヲ仰ク

昭和二十一年八月二日

内閣總理大臣 吉田 茂

人内位第八〇八號

起案

昭和二十年八月一日

裁可 昭和二十年八月二日 施行

昭和 年 月 日

内閣總理大臣

内閣書記官長

内閣事務官

故沖繩縣知事島田叡位階追陞日附變更の件別紙のとほり内務大臣から奏請あり今更不都合ではあるが事實已むを得ないと認めらるるから該位階追陞日附變更の上奏をして良いと思ふ

内閣

内務大臣 八〇八

沖繩縣知事島田勲ニ對シ各年六月二十四日死亡ニ付特旨ニ依リ從四位ニ叙セラレ度旨上奏致候處其ノ後調査ノ結果全年六月二十一日死亡致候事判明仕候ニ付テハ洵ニ恐懼ノ至リニ候得共六月二十四日附ノ叙位御取消ノ上各年六月二十六日附發令被爲在度
謹テ 奏ス

昭和二十一年七月三十一日

内務大臣 大村 清 一



内務省

内務省御裁可書ハ五月廿一日
關位七四七号ニテ御送付
致シテアリマス、

内務大 臣官房大 甲第 三 七 四 七 號

別紙 島 田 勸 日 附 變 更 ノ 件

上奏書進達ス

昭和廿一年七月三十一日

内務大臣 大 村 謙 一



内閣總理大臣 吉 田 茂 毅

内 務 省

21

立案 昭和 年月 日
決裁 昭和 年月 日

為位録



宗秩寮總裁



地方軍需官自根宗一郎外七名
叙位の件

昭和三年八月五日裁可八月五日達
廣報記八月二十日官報報告済

官 内 省

宗秩寮

四

内閣總理大臣

内務大臣

昭和三年八月三十日

土佐書畫堂

眼源

本件任記内務省人事課
野口兼道二傳達 三五八十三

